

入札参加者各位

箱根町総務部財務課

## 業務契約に係る最低制限価格の取扱いについて

箱根町契約規則（昭和40年箱根町規則第15号）第17条の規定に基づく最低制限価格については、次のとおり取り扱うこととします。

## 1 最低制限価格設定の表示

最低制限価格を設定した入札案件は、その旨を入札公告又は入札説明書に記載します。

## 2 最低制限価格の算出方法

業種区分ごとに次表に基づき、算出します。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
その他委託関係業務	予定価格に10分の7から10分の9までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。			

備考 アからエの額については1円未満切り捨て

## 【補 足】

- ① 測量業務に係る契約については、予定価格に対する最低制限価格の割合（以下この項において「割合」という。）が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。
- ② 委託業務における最低制限価格は、町長が特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

### 3 最低制限価格の公表

最低制限価格は事後公表とします。

### 4 最低制限価格に係る留意事項

最低制限価格未満の価格による入札は無効とします。（2回目の入札に参加することはできません。）

### 5 適用時期

令和3年4月以降に執行する入札から適用します。

（事務担当は、管財契約係）